



2026年3月30日

各 位

会 社 名	持田製薬株式会社
代 表 者	代表取締役社長 持田 直幸 (コード番号 4534 東証プライム市場)
問 合 せ 先	経理部長 宮本 憲一 (TEL. 03-3358-7211)

株式の売出しに関するお知らせ

当社は、2026年3月30日開催の取締役会において、当社普通株式の売出し（以下「本売出し」という。）に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社は本日開催の取締役会において、2026年5月18日から2,000,000,000円及び530,000株を上限とする自己株式取得を実施することを決議いたしました。自己株式の取得については、本日公表の「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 株式売出し（引受人の買取引受けによる売出し）

- | | |
|----------------------------|--|
| (1) 売 出 株 式 の
種 類 及 び 数 | 当社普通株式 1,153,600株 |
| (2) 売 出 人 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 |
| (3) 売 出 価 格 | 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、2026年4月6日（月）から2026年4月9日（木）までの間のいずれかの日（以下「売出価格等決定日」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。） |
| (4) 売 出 方 法 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせた上で売出す。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。 |
| (5) 申 込 期 間 | 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の2営業日後の日まで。 |
| (6) 受 渡 期 日 | 売出価格等決定日の5営業日後の日 |
| (7) 申 込 証 拠 金 | 1株につき売出価格と同一の金額とする。 |
| (8) 申 込 株 数 単 位 | 100株 |

- (9) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が当社株主である大正製薬ホールディングス株式会社及び住友ファーマ株式会社（以下「当初売却人」と総称する。）より買取る当社普通株式1,153,600株について売出しを行うものである。
- (10) 売出価格、その他引受人の買取引受けによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役専務取締役に一任する。

2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>2. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 当 社 普 通 株 式 173,000 株
種 類 及 び 数 上記売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われな
い場合がある。なお、売出株式数は、需要状況を勘案した上で、売出
価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（売出価格等決定日に決定される。なお、売出価格は引受人の買
取引受けによる売出しにおける売出価格と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 引受人の買取引受けによる売出しにあたり、その需要状況を勘案した
上で、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が当社株主から
173,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受けによる売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受けによる売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 1株につき売出価格と同一の金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、
代表取締役専務取締役に一任する。

<ご参考>

1. 株式売出しの目的

当社グループは、2022年に長期ビジョン「医療・健康ニーズに応えることで、グローバルにも存在価値を認められる特色ある生命・健康関連企業グループとして成長する」を具体化した「2031年のありたい姿」を策定しました。2025年度からは「成長戦略加速の3年間」と位置づける中期経営計画(2025～2027年度)を推進し、「コア事業の収益力強化」、「成長事業の継続投資」、「成長を支える経営基盤強化」を重点テーマとして取り組んでいます。2025年9月に公表したアンドファーマ株式会社の第三者割当増資の引受け及び株式取得(持分法適用関連会社化)は、コア事業である医薬事業における後発薬・バイオシミラーによる医療経済的価値の提供を具体化した施策の一つとして位置付けております。後発薬・バイオシミラー事業の安定収益基盤を強化し、当社の成長戦略をさらに加速させる好循環を形成すべく取り組んでいます。

近年、政策保有株式の縮減が進む中、当社においても株主様との継続的な対話を重ね、今回の当初売却人となった株主様より当社株式の売却意向を確認しました。政策保有株式の縮減に向け、最適な売却手法を検討した結果、当社株式の流動性を高めるとともに、長期的な戦略をご理解・ご支援いただける個人投資家の皆さまに株式を保有いただくことを目的として、本売出しの実施を決定しました。

また、当社グループでは、収益性向上や資本効率の改善を図るとともに、「株主還元」とのバランスの取れた経営を進めております。この方針に基づき、当社は2026年3月30日開催の取締役会において、取得価額の総額2,000,000,000円及び取得株式の総数530,000株を上限とする自己株式取得に係る事項を決議しました。

当社グループは、引き続き上述の経営方針に基づいた取組を通じ、持続的な企業価値の向上を目指してまいります。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受けによる売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、引受人の買取引受けによる売出しの主幹事会社である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が当社株主から173,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、173,000株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、引受人の買取引受けによる売出しの対象となる株式とは別に、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利(以下「グリーンシューオプション」という。)を、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの受渡期日から2026年4月23日(木)までの間を行使期間として上記当社株主から付与されます。

また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から2026年4月23日(木)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、上記当社株主から借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴い安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

上記のとおりシンジケートカバー取引及び安定操作取引により取得して返還に充当後の残余の借入れ株式は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社がグリーンシューオプションを行使することにより返還されます。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる

売出しが行われる場合の売出株式数については、売出価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れ、当該株主から三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社へのグリーンシュエーションの付与及び株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引は行われません。

3. ロックアップについて

引受人の買取引受けによる売出しに関連して、当初売却人である大正製薬ホールディングス株式会社及び住友ファーマ株式会社並びに当社株主である公益財団法人持田記念医学薬学振興財団は三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受けによる売出しによる売却等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行若しくは処分、当社普通株式に転換若しくは交換され得る有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を表章する有価証券の発行等（ただし、株式分割による当社普通株式の発行等及び2025年6月27日開催の第87回定時株主総会で承認された「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針」に定める新株予約権の無償割当てによる発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意：

この文書は当社普通株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。

投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いします。株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）は引受証券会社より入手することができます。

また、本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。文中で言及されている証券は1933年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる米国証券法に基づいて作成される目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国における証券の公募は行われません。